

家畜生産・衛生情報

平成 30 年 12 月 29 日以降、デキサメタゾン製剤の休薬期間が延長され、懸濁性注射剤及び外用剤は食用動物に適用外となります

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、平成 31 年 1 月 13 日付けでデキサメタゾンの残留基準が改正（大幅引き下げ）されます。これに伴い、現行の休薬期間（牛：4 日、乳：12 時間）は、平成 30 年 12 月 29 日以降、下記のように変更となります。

また、デキサメタゾンを有効成分とする懸濁性注射剤及び外用剤については、使用禁止期間を定めるためのデータが乏しいため、食用動物に対する適用が削除（適用外）となります。

製剤名	成分名	休薬期間	
		皮下注射	静脈内注射
水性デキサ注 0.1% 水溶性デキサ注「KS」 コルソン P 注射液	デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム	牛：12 日 乳：48 時間	牛：8 日 乳：60 時間
水性デキサメサゾン注 A	デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム	牛：7 日 乳：48 時間	牛：7 日 乳：60 時間
懸濁性注射剤（デキサメサゾン注「KS」、デキサメサゾン懸濁注「タムラ」、デキサゾン注、デキサメサゾン注「文永堂」） 外用液（ライデン液）		左記製品（懸濁性製剤および外用薬）は食用動物の適用除外	

なお、12/29 以降にと殺等される場合は、延長後の休薬期間が適用されますのでご注意ください。

近隣国で口蹄疫発生中！

飼養衛生管理基準の順守と共に、特定症状（下記）を発見した場合、直ちに家畜保健衛生所へ通報するよう、徹底をお願いします。

- 39 度以上の発熱
- 泡沫性流涎（よだれ）
- 跛行（ひきずるように歩く）
- 起立不能
- 泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止
- 口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房に水泡（水ぶくれ）、びらん（ただれ）、潰瘍又は癒痕（傷あと）がある

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁園芸畜産課	026-235-7232